

快適な職場づくりを目指して

就労環境を改善して、
従業員の定着を目指そう！

就業環境整備助成金のご案内

(旧：ワーク・ライフバランス向上支援事業助成金)

長時間労働の削減や年次有給休暇・育児休暇の取得促進、就労環境の改善に取り組む区内中小企業者等に助成金を交付し、働きやすい職場づくりを支援します。

職場環境の
改善



モチベーション
のアップ

年次有給休暇・育
児休暇の取得促進



対象事業

就業規則の作成・変更



対象者

従業員 10 人未満の区内中小企業者



助成金額

助成対象経費の 2 分の 1 以内

限度額10万円



※ 予算額に達し次第、受付を閉め切ります。

※ 提出期限：令和8年3月24日（火曜日）

※ 社会保険労務士等による代行申請は受け付けません。

詳しくは裏面をご覧ください

※申請書は区ホームページからダウンロードが出来ます。

お問い合わせ：江戸川区産業経済部経営支援課

相談係（江戸川区役所 東棟1階）

電話 03-5662-0525 ファクシ 03-5662-4896



就業環境整備助成金

検索

就業環境整備助成金

助成対象事業	就業規則の作成・変更に係る事業
助成対象経費	就業規則の作成・変更に要した、社会保険労務士への作成委託に係る費用
申込資格	以下の全ての条件を満たすことが必要です。 (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。 (2) 前年度の法人住民税及び法人事業税(個人事業者にあつては住民税及び個人事業税)を滞納していないこと。 (3) 江戸川区内に本社(個人事業者にあつては住所及び主たる事業所)を有すること。 (4) 労働基準法第89条の規定による従業規則の作成及び届出の義務がない、従業員10人未満の事業場であること。 (5) 東京信用保証協会の保証対象業種であり、公序良俗に反する活動を行うものではないこと。 (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等を営む事業者でないこと。 (7) 対象の事業について、東京都等から補助金・助成金等の支援を受けていないこと。
助成率	助成対象経費の2分の1以内
助成限度額	10万円
利用回数	同一対象者に対する助成は、1回
助成対象事業に必要な提出書類	<ul style="list-style-type: none">助成金交付申請書事業所概要事業報告書前年度の法人住民税及び法人事業税納税証明書(個人事業者の場合は住民税納税証明書及び個人事業税納税証明書)個人事業者の場合は、開業届の写し又は直近の確定申告書の写し ※直近の確定申告書の写しは、事業所の所在地がわかるもので、かつ、税務署の受付印のあるものとする。電子申告を利用した場合は、税務署の受付印に代えて、税務署から送信された受付結果(受信通知)を出力したものを添付すること。経費を支払った請求書及び領収書の写し <p>就業規則の作成・変更に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none">作成委託した社会保険労務士の社会保険労務士証票の写しまたは、都道府県社会保険労務士会会員証の写し所管の労働基準監督署名及び受付日を表示した押印のある就業規則(変更)届又はそれに類する書面の写し就業規則に係る書面及び従業員の意見書の写し就業規則変更部に係る新旧対照表(規則の変更である場合)
事務のながれ	<p>※申請書類のご提出前に、助成内容等についてお問い合わせください。</p> <ol style="list-style-type: none">事業の実施申請書類提出(申請書類は区ホームページからダウンロードできます。)助成金交付決定(助成金交付決定通知書を送付します。)助成金交付請求書提出助成金の交付(ご指定の口座に振り込みます。)